

令和5年12月策定の大坂府国民健康保険運営方針においては、「府と市町村、国保連合会の連携、協力のもとPDCAサイクルに基づく進捗管理の実施」を定めており、持続可能で安定的な国民健康保険制度の運営に資するよう、令和6年度以降における毎年度、各市町村が進捗管理すべき事項や進め方について、以下のとおり定める。

進捗管理すべき事項(大枠)

- I. 運営方針で定める取組内容の実施状況、目標到達状況
- II. 保険者努力支援制度(取組評価分、事業費連動分)の評価点獲得状況
- III. I・IIに加え、特に進捗管理すべき事項(年度ごとの「特定項目」として目標設定)
⇒【例】窓口における適正な資格管理の実施状況、被保険者に対する健康管理の啓発状況、独自保健事業の事業効果など、国民健康保険の適正かつ効率的な事業運営に資する項目を中心に設定

毎年度の進捗管理の進め方

- ① 調整会議(WG)において、進捗管理項目を決定 [Plan] (目標年度の前年度に決定)
- ② 各市町村において、目標に向けて取組を推進 [Do]
- ③ 各市町村の取組状況をブロック単位で取りまとめ、調整会議(WG)で報告 [Check]
- ④ 課題のある取組の改善等を図り、翌年度の進捗管理項目へ反映 [Action]

期待される効果

- 運営方針に掲げる目標到達により、持続可能で安定的な国保制度を実現
- 保険者努力支援制度の評価点獲得により、交付金を上乗せ
- 予防・健康づくりに資することで、医療費の適正化を実現
- 被保険者が安心して医療サービスを受けることに資する
- 組織内における内部統制体制の確立に資する



など

- ✓ 保険料の抑制
- ✓ 被保険者の負担軽減
- ✓ 国保制度の適正な運営

PDCAサイクルに基づく進捗管理について

< 令和7年度 PDCAサイクルに基づく進捗管理 進行スケジュール >

